

令和4年5月9日

保護者の皆様へ

久米島町教育委員会

令和4年度 就学援助費(要保護・準要保護援助費)のお知らせ

久米島町では、経済的理由で、お子様の小中学校の就学にお困りの保護者を対象に、学用品費など就学に必要な費用の一部を援助しています。

「久米島町こども医療費助成制度」のスタートにより準要保護の医療費の支給は廃止となりましたのでお知らせします。(要保護については従来どおり支給いたします)

就学援助を希望される方は、このお知らせをご確認の上、申請を行ってください。

1. 申請の提出期限

各学校への提出期限：令和4年 5月 24日(火) 各学校へ提出

上記期限を過ぎる場合は、教育委員会(博物館内)へ提出

2. 就学援助を受けることができる方(申請理由及び提出書類)

申請理由		提出書類
(1)	生活保護が廃止又は停止された世帯	☆「令和4年度就学援助申請書(兼承諾書・委任状)」 [添付書類]生活保護廃止(停止)決定通知書(写し)
(2)	町県民税が非課税である世帯 ※学生や未就学児以外の世帯員全員が非課税	☆「令和4年度就学援助申請書(兼承諾書・委任状)」 [添付書類] ① 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード [*] 写し(支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページ) ② 令和4年1月1日現在久米島町に住民票のない方は、1月1日現在お住まいだった市町村から発行される市町村民税課税証明書。
(3)	児童扶養手当を受給している ※児童手当や特別児童扶養手当は対象外	☆「令和4年度就学援助申請書(兼承諾書・委任状)」 [添付書類] ① 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード [*] 写し(支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページ) ② 児童扶養手当証書の写し
(4)	その他の理由	☆「令和4年度就学援助申請書(兼承諾書・委任状)」 ※申請書に具体的な理由を記入してください。 [添付書類] ① 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード [*] 写し(支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページ) ② 申請理由を証明できる書類がありましたら添付してください。

※申請書は学校ごとに1枚の提出になります(同じ学校に兄弟姉妹がいる場合は申請書1枚に記載)。

4. 認定審査及び「申請書(兼承諾書・委任状)」について

認定審査は、前年の所得情報及び課税状況等を確認して行います。

申請書は承諾書と委任状を兼ねています。審査に必要な(久米島町が有する)住民基本台帳情報・所得及び課税状況等を教育長が利用すること、学校徴収金に未納がある場合に

は、援助金の一部または全部の受領を各学校長へ委任すること等について明記されていますのでご確認ください。

5. 援助の主な内容（令和4年度）

就学援助 *要保護者への助成は医療費のみとなります。				
小学校	費目	支給対象	支給額	支給時期
	学用品費	全学年	11,420 円	9 月(6,420 円) 1 月(5,000 円)
	新入学学用品費	小 1	20,470 円	8 月(20,470 円)
	学校給食費	全学年	実費(注 1)	(町教委から給食センターへ納付)
	医療費 <u>要保護のみ</u>	学校病で学校からの医療券で治療する者	実費(対象となる治療のみ)	毎月 (基本は医療機関へ振込) ※認定前の受診済み分は領収書提出で保護者口座へ
中学校	費目	支給対象	支給額	支給時期
	学用品費	全学年	22,320 円	9 月(12,320 円) 1 月(10,000 円)
	新入学学用品費	中 1	23,550 円	8 月(23,550 円)
	学校給食費	全学年	実費(注 1)	(町教委から給食センターへ納付)
	医療費 <u>要保護のみ</u>	学校病で学校からの医療券で治療する者	実費(対象となる治療のみ)	毎月 (基本は医療機関へ振込) ※認定前の受診済み分は領収書提出で保護者口座へ

(注 1) 学校給食費「実費」とは、実際にかかった費用の全額をいいます。

6. その他（注意していただきたいことなど）

- (1) 申請書は学校ごとに1枚の提出になります(同じ学校に兄弟姉妹がいる場合は申請書1枚に記載)。
- (2) 申請内容の確認や追加提出をお願いするため、書面や電話で連絡させて頂く場合があります。
- (3) お子さんと同一世帯の方全員の所得及び課税状況で審査を行うため、必ず税の申告を行ってください。(※収入がない方も、収入がない旨の申告を行ってください。)
- (4) 令和4年1月1日時点で、久米島町以外の住民の方は、令和4年1月1日時点で住所を有する市町村で発行する令和3年度の証明書を提出してください。(※市町村で証明書の名称が異なります。令和2年收入分で収入・控除・税額の記載があるものを提出してください。)
- (5) 別居しているが、婚姻継続している配偶者又は児童生徒の親権者は、同一世帯でなくても申請書への記載が必要です。※配偶者又は親権者を外して審査を行ってほしい特段の理由(DV避難等)がある方は教育委員会教育課までご相談ください。

本件問い合わせ先
久米島町教育委員会 教育課
学校教育班 担当 高江洲 Tel. 098-985-2287